

## ガイドラインの運用状況について(14年8月～10月)

2014年11月28日  
スカパーJSAT(株)

### Ⅱ-1-1(1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、2014年9月5日の「経営者連絡会」で実施しました。

### Ⅱ-1-1(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、2014年9月5日の「経営者連絡会」として実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、8月18日(親会)、8月22日(WG)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、8月29日、9月26日、10月24日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」2～4ページ参照)

### Ⅱ-1-1(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 9月26日の事業者連絡会において、10月より、放送事業者様へ視聴動向調査データの提供を開始する旨の報告をいたしました。

### Ⅱ-1-1(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に、該当する放送事業者様はございませんでした。

### Ⅱ-1-1(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に、スカパー!プレミアムサービスにおける通常の閉局がありましたが、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

### Ⅱ-2-1(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

### Ⅱ-2-1(2) パック・セット組成への関与

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 期間中に、「新基本パック」が発売されましたが、本商品組成への関与については、適正に運用したと考えております。

#### Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 9 月 5 日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しました。

#### Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更、料金の変更、放送事業者の変更がそれぞれ行なわれましたが（詳細については「別紙 2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

#### Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2014 年 8 月 22 日、9 月 29 日、10 月 27 日に開催いたしました（「別紙 3」参照）。

#### その他

- ・ 10 月より、新生 BS スカパー！開局しております。
- ・ 総務省は、「ICT サービス安心・安全研究会」を開催しており、その下に設置された「消費者保護ルールの見直し・充実に関する WG」において、主に電気通信サービスでの消費者保護ルールの見直しが検討されています。放送サービスも、その特性を踏まえ、取扱いの検討が行われるよう、報告書には記載されています。先日、本件に関する意見募集が行われ、当社として、下記主旨の通り、意見致しております。
  - ✓ 一定の消費者保護ルールが必要であることは理解している。
  - ✓ 然しながら、販売形態も CATV と異なるので、その特性を踏まえ、慎重な検討の上、措置を講じられることを希望する。
  - ✓ 既存契約者のチャンネル追加時の初期契約解除の権利濫用を危惧している。
  - ✓ プラットフォームガイドラインを自主策定し、視聴者保護が適正に保たれる体制を担保している。
  - ✓ 有料衛星放送特有の事情を鑑み、業界の健全な発展を阻害しない制度を希望する。

以上